

【町民福祉課からのお知らせ】 ～余市町福祉灯油助成事業の実施について～

町では、町内に居住する次の方々の冬期間の生活を支援するため、灯油等の購入にかかる費用の一部を助成します。

●対象となる世帯

- I. 平成31年1月1日現在（基準日）において、町内に住所があり在宅している世帯（施設入所や長期入院等で基準日以後1ヵ月以上不在となる世帯を除きます。）
- II. 平成30年度町民税が非課税の世帯（事実上、平成30年度町民税課税の方と同居している世帯を除きます。）



上の I、II の両方の要件を満たしていて、かつ、
下の ①・②・③ のいずれかに該当する世帯が対象となります。

①独居高齢者世帯

・基準日において満70歳以上の方（昭和24年1月2日以前に生まれた方）だけの単身世帯（事実上、他の家族と同居している方を除きます。）

②重度障がい者世帯（生活保護世帯を除く）

・身体障害者手帳〔1級・2級〕、療育手帳〔A判定〕、精神障害者保健福祉手帳〔1級〕の交付、または重度心身障害者医療費助成を受けている世帯

③ひとり親世帯（生活保護世帯を除く）

・児童扶養手当を受けている世帯、またはひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯

●助成金の額

1世帯につき1万円を助成します。（原則として口座振込です。）

※助成の決定・却下については、審査のうえ、後日申請者に通知します。

●助成金の申請受付について

受付期間：1月16日（水）から2月28日（木）まで

（受付時間は、土・日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分）

受付場所：役場1階 民生部窓口

※代理人（民生委員等）による申請も受け付けます。

※郵送による申請はできませんのでご注意ください。



●助成金申請に必要なもの

①申請書（役場または地区の民生委員のところにあります。）

②印かん（シャチハタ不可）

③申請者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を利用される方は、他の金融機関からの振込用の店名・口座番号が記載されている通帳）

④（重度障がい者世帯またはひとり親世帯の方）各種交付手帳又は受給者証

⑤（平成30年1月2日以降に町外から町内に転入された方）転入前の住所地から平成30年度市町村民税が非課税であることを証明する書類

⑥（代理人による提出の方）申請者の代理人がご本人であることを証明できるもの

問合せ 町民福祉課 ☎21-2120 高齢者福祉課 ☎21-2119